

「玉野山田荘事故防止対策指針」

1. 介護事故防止に関する基本方針
2. 委員会設置と規定
3. 職員研修について
4. 事故報告書作成について
5. 介護事故等の発生防止の推進策

「玉野山田荘における事故防止のための指針」

1, 介護事故防止に関する基本方針

- 一、玉野山田荘では、利用者の安心・安全を確保することを最大の目標として介護事故防止に取り組む。
- 二、より良いサービスを提供することにより、サービスの提供時における介護事故の発生を防ぐ。
- 三、職員に入居者等の人権を尊重する意識の徹底および介護技術等の資質向上を図り、施設の事故防止に関する体制の整備を行う。
- 四、介護事故防止のための報告・改善は施設全体で情報を共有し、再発防止に努めるものであり、職員の懲罰を目的とするものではない。

2, 介護事故防止のための組織について

一、玉野山田荘内に「事故防止検討委員会」を設置する。(玉野山田荘事故防止検討委員会設置要綱参照)

- 1, 全体委員会又は個別委員会をおおむね3月に1回程度開催する。なお、全体委員会は関係する職種、取り扱う事項等が感染対策委員会と相互に関係が深いため、これと一体的に設置・運営することも差し支えないものとする。
- 2, 施設内各事業所全体に関わる事故防止に関する情報の共有に努める。
- 3, 施設内各事業所全体に関わる発生した介護事故の状況について検討する。
- 4, 施設内各事業所全体に関わる事故事例をもとに、集計し分析を実施する。
- 5, 介護事故防止のための、職員研修の内容について検討する。
- 6, 事故発生時、迅速な報告・誠実な対応を行うためのマニュアルを作成し、対応の共通化を図る。

二、委員会の構成は次の職種をもって構成する。

- 1, 委員長は施設長を充て、会務を統括する。
- 2, 安全対策担当者として介護主任を充てる。
- 3, 施設の第三者委員に必要な意見を傾聴する。
- 4, 委員は、次の各業務担当者をもってあてる。

安全対策担当者	1名	(介護主任)
生活相談員	1名	
介護支援専門員	1名	
管理栄養士	1名	
看護師	1名	
機能訓練指導員	1名	
介護職員		事故防止委員会メンバー

事務職員 1名

- 5, 3月に1回程度開催する。
- 6, 事業所内の日常的ケアを見直し、未然に事故防止に努める。
- 7, 業所内の発生した介護事故の状況について検討し、事故の再発に努める。
- 8, 事業所内の事故事例をもとに、集計し分析を実施する。

3, 介護事故防止のための職員研修について

- 一、事故発生防止のための基礎的内容等の適切な知識を普及し啓発するため、施設内において年2回以上職員研修を実施する。
- 二、職員研修では特に指針およびマニュアルに基づいた、安全管理の徹底を行う。
- 三、研修の実施内容については記録を保存する。

4, 事故報告書の作成について

- 一、介護事故の報告方法について以下のとおり定める。
 - 1, 発生した事故については「事故報告書」を作成する。
 - 2, 発生した事故だけでなく、事故には至らないがその可能性のあった事例については「ヒヤリハット」報告書に記載し、それを分析することにより事故予防に関する方策について検討し周知を行なう。

5, その他、介護事故等の発生防止の推進策について

- 一、業務改善の提案等、職員の問題意識、工夫をくみ上げる仕組みを構築するとともに、職員自らの創意工夫によりサービスの質を改善していくという意識を高揚させる。
- 二、入居者およびその家族等の意見を積極的に取り入れる。
 - 1, 苦情・相談体制を活用し、利用者の声をサービスの改善に活かす。
 - 2, 日常的に入居者およびその家族等とのコミュニケーションに努める。

6, 入居者等に対する指針の閲覧について

- 一、当該指針については、見やすい位置に掲示する等して、入居者および家族等に開示し、その内容について正しく理解していただく。
- 二、各入居者等の固有の要因における事故発生の可能性に関する説明と同意などをふくめ、入居者等およびその家族等との信頼関係の構築に日頃から努める。

附則

この指針は、平成26年8月1日から施行する。

この指針は、平成31年2月28日に見直し、継続する。

この指針は、令和3年10月28日に見直し、令和3年11月1日から施行する。

この指針は、令和7年7月1日に見直し、継続する。